

# 前橋市優良建設業者選考評定基準

## 1 趣旨

前橋市優良建設業者表彰要綱（平成6年4月1日施行。以下「要綱」という。）に該当すると認められる建設業者（以下「業者」という。）の選考等に関し、必要な基準を定める。

## 2 業者の選定

要綱第3条第1項に規定する表彰に該当すると認められる業者の選定については次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。なお、共同企業体においては、構成員ごとに選定するものとする。

- (1) 表彰の対象となる建設工事（以下「工事」という。）の請負契約を誠実に履行し、かつ、当該工事の成績評定が優れていること。
- (2) 表彰の対象外の工事もおおむね良好であること。
- (3) 表彰を行う前年度の4月1日から表彰の日までに次に掲げる事項がないこと。
  - ア 前橋市建設工事競争入札参加資格有資格者名簿に継続して登録されていないこと。
  - イ 市の指名停止を受けたことがあること。
  - ウ その他、表彰にあたり不都合又は不名誉な行為が認められること。
- (4) 前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領第2条に規定する市内業者及び準市内業者、又は共同企業体を構成する場合の市外に本店を置く業者であること。

## 3 特別表彰

要綱第3条第2項に規定する特別表彰は、次のとおりとする。

- (1) 優良建設業者表彰回数による場合
  - ア 優良建設業者表彰を5回目で特別表彰を行い、その後は10回目ごととする。表彰期限は、5回目は10年以内、10回目以上は回数値の2倍の年数以内とする。
  - イ 5回表彰は一度限りとする。
- (2) 市の建設行政に特に貢献したもの。

## 4 建設工事の範囲

要綱第4条に規定する建設工事は、工事検査員が完成検査を行い、工事成績評定書を作成した工事とする。

## 5 優良業者の内申

要綱第5条に規定する優良建設業者の内申は、次の各号のいずれにも該当する業者が施工した工事の中から厳選し、内申するものとする。

- (1) 工事の評定点合計が80点以上であること。ただし、四捨五入前の数値が80.0点未満のものを除く。
- (2) 工事成績評定を行った工事の中に、評定点合計が65点未満の工事がないこと。

(3) 前号に規定する工事の各評定者の考査項目に、E評価がないこと。

(4) 工事成績評定を行った工事の平均点が、市が発注し工事成績評定を行ったすべての工事に係る評定点合計の平均点を超えること。

附 則

この基準は、平成21年4月9日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年6月19日から実施する。改正後の基準は平成31年度以降の年度の優良建設業者表彰について適用し、平成30年度までの優良建設業者表彰については、なお従前の例による。

附則

この基準は、平成31年年4月10日から実施する。